

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 …… 教 職 員 課 1 頁

訓 令

教委訓第8号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年7月28日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項（2）予算経理課第4項の次に次のように加える。

5	電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則（昭和43年三重県規則第18号）の施行に関する事務	規則第2条第1項第2号の規定により教育長に委任された支出命令			○					
6	三重県国公立高校生等奨学給付金支給事業実施要綱（平成26年教育長決裁）に関する事務	1 要綱第6条の規定による給付金の支給の決定			○					
		2 要綱第10条の規定による返還の決定			○					
		3 要綱第11条の規定による決定の取消し及び支給内容又は条件の変更			○					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社